

## ○多摩市役所本庁舎建替基本構想策定有識者懇談会設置要綱

令和3年8月30日多摩市告示第392号

多摩市役所本庁舎建替基本構想策定有識者懇談会設置要綱  
(設置)

第1条 多摩市役所本庁舎建替基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、多摩市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の建替えに伴う検討事項その他の必要な事項について識見を有する者の意見を求めるため、多摩市役所本庁舎建替基本構想策定有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本庁舎の規模、機能その他の本庁舎の建替えに関し必要な事項について検討し、その内容について多摩市長（以下「市長」という。）に提言をすること。
- (2) 前号の提言の内容について、基本構想の策定に当たり多摩市が開催する市民との意見交換会等で説明をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関し市長が必要と認める事項

## (構成)

第3条 懇談会は、施設の整備、行政運営その他の本庁舎の建替えに伴う検討事項等について識見を有する者のうちから市長が委嘱する者（以下「委員」という。）5人以内をもって構成する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、懇談会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、会長が主宰する。
- 3 懇談会の会議は、原則として公開する。
- 4 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

## (関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画政策部行政管理課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。